

条例の点検・見直しシート

| | | 作成年月日 | 平成24年6月25日 | |
|-------|--|---------|--|------------------|
| 条例の題名 | 三重県議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例 | | 公 布 日 | 平成10年12月24日 |
| 条例番号 | 平成10年三重県条例第47号 | | 直近改正日 | 平成17年10月21日 |
| 所管部局課 | 地域連携部市町行財政課 | | 電 話 番 号 | 059-224-2172 |
| 条例の概要 | 公職選挙法第172条の2の規定に基づき、三重県議会議員の選挙における選挙公報の発行について必要な事項を定めるものである。 | | | 条例の 類型 委任型 |
| 視点 | 項 目 | 回 答 | 検 討 内 容 | |
| 必要性 | 条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。 | はい | 県議会議員の選挙の候補者の政見を記載した選挙公報を発行することにより、選挙人に対して候補者の政見等を提供できることなどの効果があり、選挙公報の発行は必要である。 | |
| | 条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。 | はい | 公職選挙法第172条の2の規定により、条例での規定が必要である。 | |
| | 条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。 | はい | 県議会議員の選挙の際に発行される選挙公報については、当該条例を根拠に発行されている。 | |
| | 規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。 | 該当なし | | |
| | 条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。 | はい | 公職選挙法第172条の2の規定により、条例での規定が必要である。 | |
| 適法性 | 根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。 | はい | 公職選挙法第172条の2 | |
| | 憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。 | はい | | |
| | 条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。 | はい | | |
| 有効性 | 条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。 | はい | | |
| | 条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。 | はい | 50001 適正な選挙の管理執行 | |
| | 条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。 | はい | | |
| | 条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。 | はい | 公職選挙法第172条の2の規定により、必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合には支障がある。 | |
| 効率性 | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。 | はい | | |
| | 条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。 | はい | | |
| | 関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。 | はい | 国政選挙、知事選挙については、公職選挙法において規定されている。 | |
| 公平性 | 条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。 | はい | | |
| | 条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。 | はい | 条例に基づいて発行される選挙公報により、全ての選挙人に対し、候補者の情報を提供することができる。 | |
| | 条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。 | はい | | |
| その他 | 条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。 | はい | 選挙公報の配布に係る事務については、公職選挙法で規定されている国政選挙や知事選挙と同様、市町選挙管理委員会の事務と規定している。 | |
| | 市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。 | はい | | |
| 点 | 理 由 | 特 記 事 項 | 日 付 | 有効期限 |

| | | | | | |
|---------|-------------|----------------------------------|--|----------------------|-------------------|
| 検・見直し結果 | 改正・廃止の必要はない | 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。 | | 元且しに 関する規 定の有無 | に関する 規定の有 無 |
| | | | | 無 | 無 |